

# 後期高齢者医療制度のお知らせ ～平成27年度の保険料等について～

## ■ 6月に保険料額をお知らせします ■

平成27年度の保険料につきましては、6月に個別にお知らせします。

《保険料の計算方法》

<b>均等割</b> 【1人当たりの額】 <b>51,472円</b>	+	<b>所得割</b> 【本人の所得に応じた額】 (平成26年中の所得－33万円)× <b>10.52%</b>	=	<b>1年間の保険料</b> 【限度額57万円】 (100円未満切り捨て)
---	---	--	---	---

○1年間の保険料の上限額は57万円です。

○年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

## ◆ 保険料の軽減

### ① 均等割の軽減

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 昭和25年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後の年間均等割額
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	【年額】 5,147円
33万円	8.5割軽減	【年額】 7,720円
33万円+(26万円×世帯の被保険者数)	5割軽減	【年額】 25,736円
33万円+(47万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	【年額】 41,177円

### ② 所得割の軽減 ●被保険者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

### ③ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方については、所得割はかからず、均等割が9割軽減となります。

※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

問い合わせ先 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601

役場 保健福祉課 健康医療グループ 後期高齢者医療担当 ☎76-2151 (内線229)

国保税の課税限度額が変わります

国民健康保険税は、被保険者（加入者）の皆さまが病気や怪我をしたときの医療費などに使われる大切な財源です。近年の医療費増加傾向にある中にも、国保の健全運営を図っていかねばなりません。

この為、地方税法の改正を受けて、平成27年度からの国保税の課税限度額を以下のとおり改正しましたので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

〈平成27年度国民健康保険税の税率一覧表〉

	所得割額	資産割率	均等割率	平等割率	賦課限度額
	前年所得課税総所得金額	加入者固定資産税【土地・建物】	加入者1人につき	加入世帯1世帯につき	1世帯あたりの年間最高納付額
医療保険分	6.8% (変更なし)	30.0% (変更なし)	24,700円 (変更なし)	24,700円 (変更なし)	(旧) 510,000円 ↓ (新) 520,000円
後期高齢者支援分	1.55% (変更なし)	8.2% (変更なし)	6,800円 (変更なし)	6,400円 (変更なし)	(旧) 160,000円 ↓ (新) 170,000円
介護保険分	0.77% (変更なし)	7.0% (変更なし)	8,400円 (変更なし)	5,600円 (変更なし)	(旧) 140,000円 ↓ (新) 160,000円

Q1 今回改正された課税限度額とはなんですか？

A1 国保税は均等割、平等割、所得割、資産割で世帯ごとに算出され、算出額が課税限度額を超えた場合は、課税限度額が国保税額となります。

Q2 どうして課税限度額を改正するのですか？

A2 所得の多い世帯には課税限度額以上の国保税は課税されませんが、相対的に中低所得者の負担が大きくなります。そこで改正をすることでより、所得階層別の負担をできるだけ公平にするようにします。

Q3 課税限度額を改正しないとどうなりますか？

A3 国保事業の財源は、国と道の補助金と国保税等で賄われており、改正しない場合の不足分は国保税で賄うこととなりますので、国保税率の改定が必要になります。

## 国保税の軽減判定所得が変わります

国民健康保険税には、世帯の所得金額に応じて、均等割額、平等割額を軽減する制度があります。平成27年度より5割・2割軽減の判定基準が変わります。

〈平成27年度軽減判定表〉

7割軽減の軽減判定所得	世帯の総所得が33万円以下 (変更なし)
5割軽減の軽減判定所得	(旧) 世帯の総所得が33万円+24.5万円×(被保険者数) 以下 (新) 世帯の総所得が33万円+26万円×(被保険者数) 以下
2割軽減の軽減判定所得	(旧) 世帯の総所得が33万円+45万円×(被保険者数) 以下 (新) 世帯の総所得が33万円+47万円×(被保険者数) 以下

問い合わせ先 保健福祉課 健康医療グループ 国保担当 ☎76-2151 (内線228・229)

# 国民健康保険のお知らせ